



# 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第2号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第3号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第4号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

平成31年 2月22日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介



1. 北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「247,150円」を「248,500円」に、「230,700円」を「232,050円」に、「188,550円」を「189,900円」に、「179,250円」を「180,600円」に改める。
2. 北陸信越海上旅客運送業最低賃金第4項中「242,350円」を「243,700円」に、「176,300円」を「177,800円」に改める。
3. 北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第5項中「199,700円」を「200,800円」に改める。
4. 北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第5

項中「199,700円」を「200,800円」に改める。

**附 則**

この公示は、平成31年 3月24日から効力を生ずる。